



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第107号 令和元年10月25日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
460	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
461	農用地利用配分計画の認可の申請があった件	農林水産総合技術支援センター
462	農用地利用配分計画を認可した件	同
463	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
464	同	同
465	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
466	同	同

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第四百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指 定	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日		
株式会社スパークル	徳島市南沖洲三丁目二番二〇号	スパークル徳島	徳島市南沖洲三丁目二番二〇号	B型 就労継続支援	令和元年十月一日		
株式会社青い鳥さぽーと 企画	小松島市田浦町近里八三番地一ケントパレス徳島南七〇三号	令和たけのこの里	阿南市福井町大西九六番地一	B型 生活介護 就労継続支援	同		

徳島県告示第四百六十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、令和元年十月二十五日から同年十一月十一日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
大守 良隆	小松島市坂野町字中道一三番地一	小松島市間新田町字ヤケ木二二五番一ほか六筆	五、二三三・〇〇
勝瀬 健二	同 立江町字青森二五番地	同 立江町字赤石七一番	一、四六四・〇〇

2 申請年月日

令和元年十月八日

3 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県東部農林水産局徳島庁舎

二 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
長濱 希	阿波市土成町吉田字一本松の二の二二三番地五	阿波市土成町吉田字原田市の四の六番一	七七三・〇〇
妹尾 佳秀	同 市場町香美字住吉本二番地一	同 市場町大俣字八幡一九二番	一、一〇八・〇〇
長濱 道夫	同 土成町吉田字一本松の二の二二四番地	同 土成町吉田字一本松の一の五四番二ほか三筆	三、四二六・〇〇
山添 茂芳	同 市場町大俣字行峯二九八番地一	同 阿波町早田三〇六番一ほか一筆	一、八八二・〇〇

2 申請年月日

令和元年十月八日

3 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県東部農林水産局吉野川庁舎

三 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積 (平方メートル)
江西 慎太郎	徳島市北島田町一丁目一三三番地三ロフトハウス二〇四号室	名西郡石井町高川原字高川原二四三番一ほか四筆	一、三〇八・〇〇
同	同	同	九二五・〇〇
市原 秀一	名西郡石井町高原字平島二六二番地二	同 字南島六七七番一ほか二筆	一、二五二・〇〇

2 申請年月日

令和元年十月八日

3 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県東部農林水産局徳島庁舎

四 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積 (平方メートル)
四宮 慎一郎	板野郡上板町西分字東ツメノ一五番地三	板野郡上板町西分字原測九番三	一、八〇四・〇〇
同	同	同	三、八〇二・一六

2 申請年月日

令和元年十月八日

3 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び鳴門藍住農業支援センター農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積 (平方メートル)
今津 祐一	名西郡神山町鬼籠野字阿保坂四九番地	名西郡神山町神領字西野間九二番	八九六・〇〇

2 申請年月日

令和元年十月八日

3 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県東部農林水産局徳島庁舎

六 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課農地活用担当

電話〇八八 六二一 二四二六

徳島県告示第四百六十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
仁木 俊二	阿南市長生町柳ヶ坪 一番地一	阿南市長生町大平二 五番一ほか三筆	三、八九一・〇〇
同	同	同 六 一番ほか一筆	二、〇二二・〇〇
木津 主雄	阿波市市場町興崎字 南分一九八番地一	阿波市市場町興崎字 南分二〇一番一	一、三〇三・〇〇
山本 一夫	同 大野島 字大石九〇番地一	同 大野島 字杉ノ前九四番一	九二二・〇〇
同	同	同 伊月字 秀清一三二番一ほか 四筆	二、四二一・〇〇
山添 茂芳	同 大俣字 行峯二九八番地一	同 大俣字 行峯三〇〇番一	二五一・〇〇
岩佐 拓哉	同 土成町水田字 久保田一〇番地六	同 土成町水田字 久保田九六番一ほか 一筆	一、五九九・〇〇
瀬尾 淳二	同 吉野町柿原字 谷四六番地二	同 吉野町柿原字 西二条七一番一ほか 五筆	三、七二八・〇〇
坂東 重夫	同 阿波町八丁原 一四一番地七	同 阿波町南五味 知一五番一	一、〇五九・〇〇
加集 将史	板野郡上板町七條字 粟飯久保五八番地	板野郡上板町西分字 馬道南二三番二ほか 一筆	六八〇・〇〇

二 認可年月日

令和元年十月二十五日

徳島県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
十八女土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	田邊元次		阿南市十八女町新開四〇一
同	森岡嘉広	森岡嘉広	同 静六五
同	久保喜史	久保喜史	同 宮ノ前一三三一
同	林正延	林正延	同 静一一三
同	阿竹道夫	阿竹道夫	同 七五
同	竹内繁太郎	竹内繁太郎	同 富岡町西新町七二一四
同		田辺浩	徳島市中洲町三丁目三七八
監事	湯浅恵次	湯浅恵次	阿南市十八女町宮ノ前三七
同	阿竹秀樹	阿竹秀樹	同 大屋一八一

徳島県告示第四百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

那賀川南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	別所良和		阿南市中大野町北傍示三六八一
同	龍田和彦		同 下大野町畑田一一七
同	吉成忠孝		同 宝田町中友五四
同	田上稔		同 上中町中原一七八
同	西條孝		同 岡三〇八
同	大前睦		同 上大野町別所四二
同	西岡春幸	西岡春幸	同 長生町西方三四一三
同	瀬川久志	瀬川久志	同 羽ノ浦町春日野一一一五 県営住宅八二一号室
同	武市秀己	武市秀己	同 宝田町郡二〇
同	萩野敏則	萩野敏則	同 横見町北裏五三一
同	吉田利晴	吉田利晴	同 柳島町六反地六三一一三
同	福井誠一	福井誠一	同 長生町清屋敷一三
同	村田計夫	村田計夫	同 横見町前長岡五一三
同		島田健	同 上大野町久留米田一六六一
同		美馬信二	同 中大野町南傍示一五六
同		遠藤清	同 下大野町畑田二二二一一
同		厚田遠市	同 宝田町梅の本三九四一一
同		山崎雅史	同 上中町岡二四六
同		貴田康弘	同 南島三八一
監事	原政則		同 下大野町渡り上り八一八一
同	片山末子		同 中大野町南傍示四八二一一
同	松村輝雄		同 宝田町梅の本三二九
同		別所良和	同 中大野町北傍示三六八一
同		宮崎生大	同 長生町宮内四六六
同		坂本雅幸	同 上中町中原五三

徳島県告示第四百六十五号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	区 阿南市那賀川町芳崎地	令和元年九月二十日から 令和二年三月十日まで

徳島県告示第四百六十六号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（数値撮影（デジタル）、数値地形図データ修正、数値地形図データ作成及び写真地形画像作成）	那賀川・桑野川直轄管理区間	令和元年九月二十七日から 令和二年二月二十八日まで

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十月二十五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第五高等学校の項の次に次のように加える。

中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、人権教育主事、進路指導主事、特別活動主任
--------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。